

# 特別養護老人ホームの運営に係る留意事項

---

東京都福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課 施設運営担当

- 0 1 特別養護老人ホームとは
- 0 2 入所者等から支払を受けることができる利用料等
- 0 3 特別養護老人ホーム運営等に関する問合せ
- 0 4 よくある介護報酬に関する問合せ
- 0 5 電子申請による届出の受付について
- 0 6 令和 6 年度事故報告（施設の事故報告について）

## 01 特別養護老人ホームとは

---

特別養護老人ホームとは

# 01 特別養護老人ホームとは【根拠規程】

『特別養護老人ホーム』は、3つの根拠法令（設置の根拠となる法律）で成り立っている。

社会福祉法

社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている  
福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律

老人福祉法

高齢者福祉を担当する機関や施設、事業に関するルールについて定めた法律

介護保険法

介護や支援の必要な人に、介護費用の一部を給付する制度を定めた法律

なお、「特別養護老人ホーム」は、

社会福祉法

「第一種社会福祉事業」

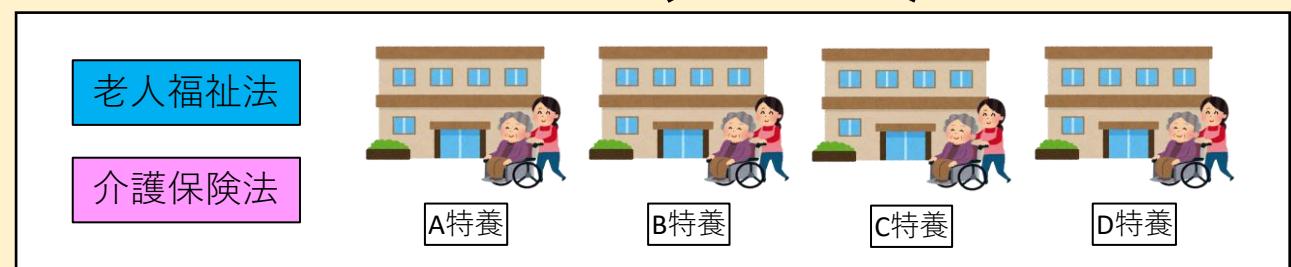
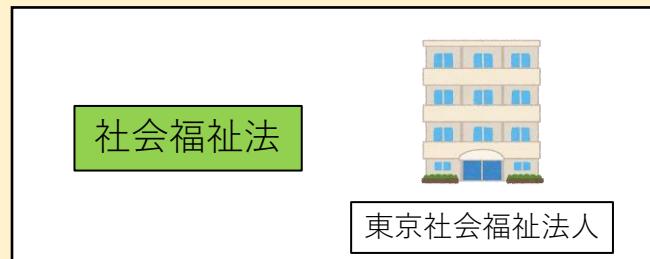
老人福祉法

「特別養護老人ホーム」

介護保険法

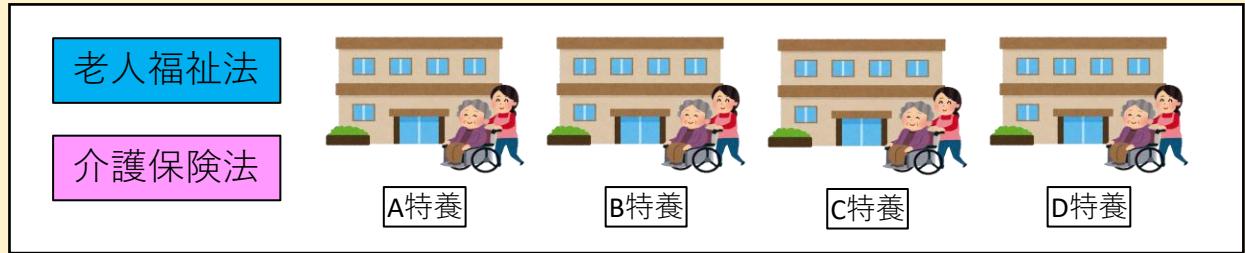
「介護老人福祉施設」

に分類される。



# 01 特別養護老人ホームとは【老人福祉法】

老人福祉法



- 施設の設置（第15条）
- 廃止、休止若しくは入所定員の増加・減少（第16条）
- 施設の基準（第17条）

…都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、  
条例で基準を定めなければならない。



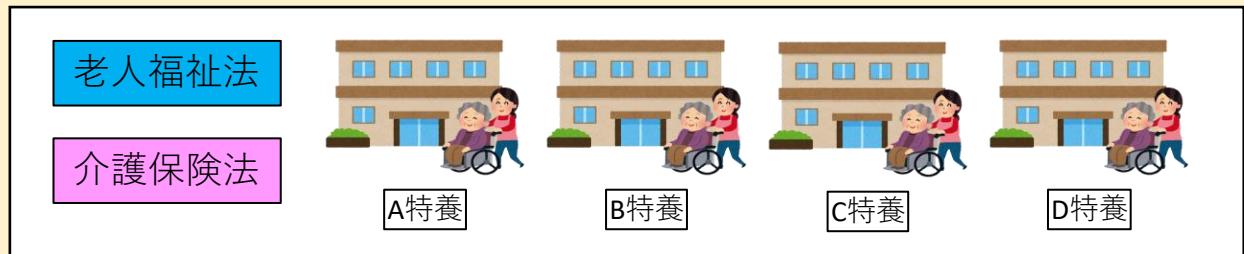
東京都では

「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」  
「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」  
「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領」

※ 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十六号）  
を基に作成

# 01 特別養護老人ホームとは【介護保険法】

介護保険法



## ○指定介護老人福祉施設の基準（第88条第1項）

…指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

## ○指定介護老人福祉施設の基準（第88条第2項）

… 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

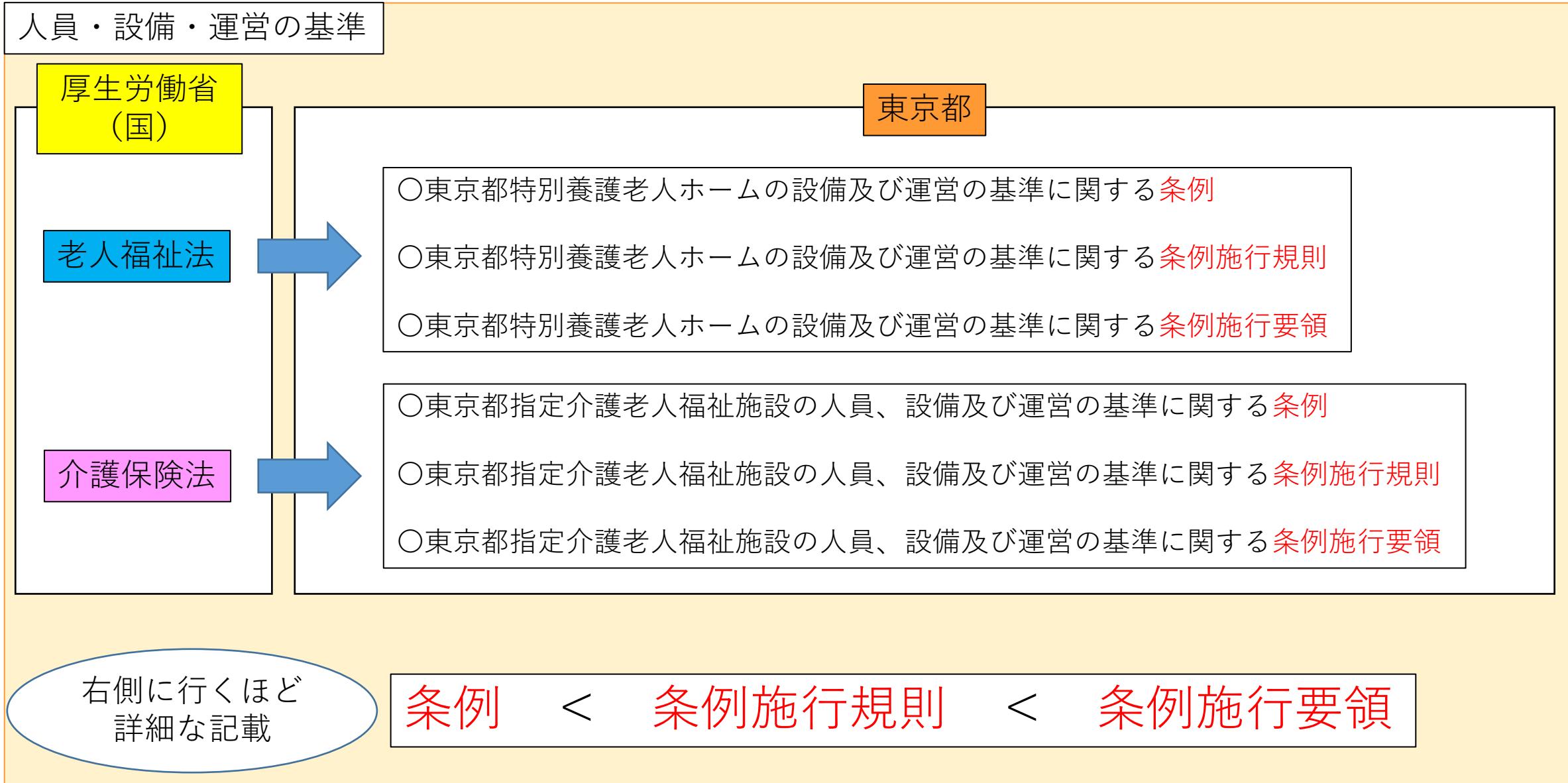


東京都では

「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」  
「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」  
「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」

※「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）  
を基に作成

# 01 特別養護老人ホームとは【法律と東京都条例の関係】



# 01 特別養護老人ホームとは【東京都条例等抜粋（老人福祉法）】

## 老人福祉法

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領

第二章 設備及び運営に関する基準<sup>(4)</sup>

（職員の配置の基準）<sup>(4)</sup>

第四条 特別養護老人ホームは、次に掲げる職員を東京都規則（以下「規則」という）で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームで他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がないものにあっては第五号の栄養士を、規則で定める特別養護老人ホームにあっては規則で定める職員を置かないことができる。<sup>(4)</sup>

- 一 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）<sup>(4)</sup>
- 二 医師<sup>(4)</sup>
- 三 生活相談員<sup>(4)</sup>
- 四 介護職員又は看護職員（以下「看護職員」という。）<sup>(4)</sup>
- 五 栄養士<sup>(4)</sup>
- 六 機能訓練指導員<sup>(4)</sup>
- 七 調理員、事務員その他の職員<sup>(4)</sup>

2 前項各号に掲げる職員のうち、常勤とする者及び他の職務に従事することのできる者については、規則で定める。<sup>(4)</sup>

<sup>(4)</sup>

<sup>(4)</sup>

<sup>(4)</sup>

<sup>(4)</sup>

<sup>(4)</sup>

第二章 設備及び運営に関する基準<sup>(4)</sup>

（職員の配置の基準）<sup>(4)</sup>

第三条 条例第四条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。<sup>(4)</sup>

- 一 施設長 一人<sup>(4)</sup>
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数<sup>(4)</sup>
- 三 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上<sup>(4)</sup>
- 四 介護職員又は看護職員<sup>(4)</sup>

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該特別養護老人ホームにおいて、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。<sup>(4)</sup>

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。<sup>(4)</sup>

- ① 入所者の数が三十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、一以上<sup>(4)</sup>
- ② 入所者の数が三十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、二以上<sup>(4)</sup>
- ③ 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、三以上<sup>(4)</sup>

第2 設備及び運営に関する事項<sup>(4)</sup>

1 職員数<sup>(4)</sup>

（1）職員については、適切な特別養護老人ホームの運営が確保されるよう、条例第4条及び規則第3条に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保すること。<sup>(4)</sup>

（2）条例第4条第1項に定める「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がない」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との業務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。<sup>(4)</sup>

（3）規則第3条第4項に定める施設長及び生活相談員の常勤の要件は、原則として当該職務に従事する全ての職員に適用されるものである。ただし、生活相談員であって、1人（入所者の数が100を超える施設にあっては、100又はその端数を増すごとに1人を加えた数）を超えて配置されている者が、第二の3の取扱いにより法人内の他の職務に従事する場合にあってはこの限りではない。<sup>(4)</sup>

（4）用語の定義<sup>(4)</sup>

① 「常勤換算方法」<sup>(4)</sup>

当該特別養護老人ホームの職員の勤務延時間数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該特別養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。<sup>(4)</sup>

# 01 特別養護老人ホームとは【東京都条例等抜粋（介護保険法）】

## 介護保険法

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領

### 第二章 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）  
第四条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる従業者を東京都規則（以下「規則」という。）で定める基準により置かなければならぬ。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設で他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がないものにあっては第四号の栄養士又は管理栄養士を、規則で定める指定介護老人福祉施設にあっては規則で定める従業者を置かないことができる。  
一 医師  
二 生活相談員  
三 介護職員又は看護職員若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）  
四 栄養士又は管理栄養士  
五 機能訓練指導員  
六 介護支援専門員

### 第二章 人員、設備及び運営に関する基準

（従業者の配置の基準）  
第三条 条例第四条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。  
一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数  
二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上  
三 介護職員又は看護職員  
イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該指定介護老人福祉施設において、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。  
ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。  
(1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、一以上。  
(2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、二以上。  
(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三以上。  
(4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上。  
四 栄養士又は管理栄養士 一人以上  
五 機能訓練指導員 一人以上  
六 介護支援専門員 一人以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人を標準とする。）  
2 前項の入所者の数は、前年度の平均数を用いるものと

### 第2 人員に関する基準（条例第4条、規則第3条）

1 生活相談員  
(1)生活相談員については、原則として常勤の者であること。ただし、1人（入所者の数が100を超える施設にあっては、100又はその端数を増すごとに1人を加えた数）を超えて配置されている生活相談員が、時間帯を明確に区分したうえで当該指定介護老人福祉施設を運営する法人内の他の職務に従事する場合にあっては、この限りではない。  
(2)生活相談員の資格については、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年3月30日条例第40号）第5条第2項によること。  
2 栄養士又は管理栄養士  
条例第4条ただし書きに規定する「他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がないもの」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との業務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。  
3 規則第3条第7項の「訓練を行なう能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行なう機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないこと。

# 01 特別養護老人ホームとは【条例等掲載ホームページ】

老人福祉法

介護保険法

東京都福祉局

条例・規則・要領

特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)

- 特別養護老人ホーム等施設整備費補助制度について
- 協議書の提出様式 (令和6年度協議用) 【創設等 (事業者整備型)】
- 協議書の提出様式 (令和6年度協議用) 【創設等 (オーナー型)】
- 協議書の提出様式 (令和6年度協議用) 【改修費】
- 条例・規則・要領
- 審査基準・審査要領 (令和6年度協議用)
- 促進係数・定期借地権一時金の補助基準割合一覧 (令和6年度協議用)

○東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成二四年三月三〇日

規則第四四号

改正 平成二四年六月二七日規則第一一四号

平成二五年三月二九日規則第二八号

平成二七年三月三一日規則第八三号

平成二八年三月三一日規則第一二一号

平成三〇年三月三〇日規則第三二号

令和三年三月三一日規則第七四号

令和六年三月二九日規則第五四号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則を公布する。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

## 目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 設備及び運営に関する基準 (第三条—第七条の二)

第三章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (第八条—第十条)

第四章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (第十一条—第十三条)

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (第十四条・第十五条)

## 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成二十四年東京都条例第四十号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

掲載URL (条例・規則・要領 東京都福祉局ホームページ)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/jyoureikisoku.html>

## 02 入所者等から支払を受けることができる利用料等

---

入所者等から支払を受けることができる利用料等

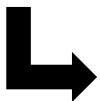
## 02 入所者等から支払を受けることができる利用料等

### 利用料等受領の根拠規定

○以下の根拠によるものが入所者及び入院患者（以下「入所者等」という。）から支払を受けることができる費用であり、それ以外のあいまいな名目の費用の支払を求めることはできない。

ア 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第39号）第9条

イ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日付老企第43号）第4の7



### 東京都では

「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第十八条（利用料の受領）  
「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第六条（利用料等の内容）  
「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」13 利用料等の受領

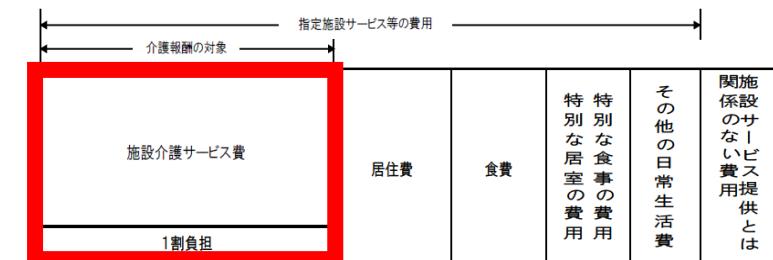
掲載URL（入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）（22福保高施第2016号平成23年3月11日））

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei//shisetu/oshirase/tekiseiunnei.files/6riyouryounituite.pdf>

施設介護サービス費

**施設介護サービス費**について、以下の項目は入所者の状態に応じて個別に必要となるものを含め、別途、入所者等に負担を求めるることはできない。

- ・入所者等の介護（入浴、清拭、排泄、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話）に係る経費
  - おむつ代、おむつカバー及びこれらに係る洗濯代、廃棄代等おむつ（リハビリパンツ、失禁パンツ等を含む。）に係る一切の費用
  - 施設サービスの提供に必要な備品、介護用品
- ・入所者等又は家族に対する相談、援助、連絡、交流の機会の確保等に係る経費
  - 通信費等
- ・入所者等のためのレクリエーション、行事に係る経費
  - 一律に提供される教養娯楽に係る経費（共用のテレビ、新聞、雑誌等）
  - サービス提供の一環として実施する行事（誕生会・節句等。ユニットごとの行事、フロアごとの行事を含む。）に係る経費（ボランティアに係る諸経費、講師謝礼等を含む。）
- ・機能訓練に係る経費



施設介護サービス費

・健康管理に係る経費

- 健康診断に係る費用
- 衛生材料費
- 通院に係る費用（職員の人物費、交通費等を含む。）

・施設サービス計画の作成に係る経費

・施設及び設備の維持管理に係る経費

- 談話室、食堂、浴室、便所、洗面所、娯楽室、靈安室等の利用及び維持管理に係る経費
- 施設環境の維持に係る経費

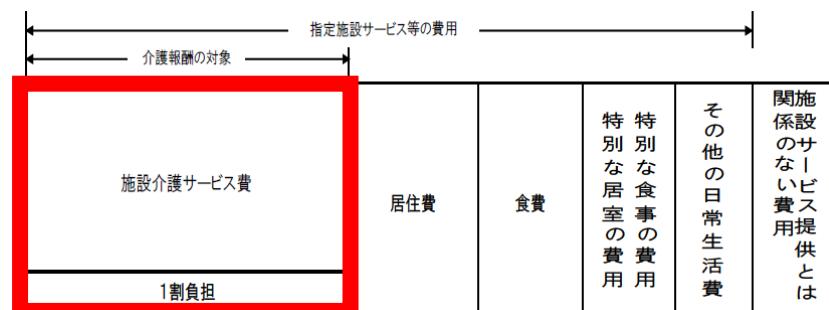
・施設の人員及び運営に係る経費

・入所に際しての入所者等の心身の状況、病歴等の把握に係る経費

・要介護認定の申請に係る援助に要する経費

・入所者等に対して施設として必要な措置を行うことに係る経費

・入所者等が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する代行手続  
に係る経費



## 02 入所者等から支払を受けることができる利用料等 【入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）から】

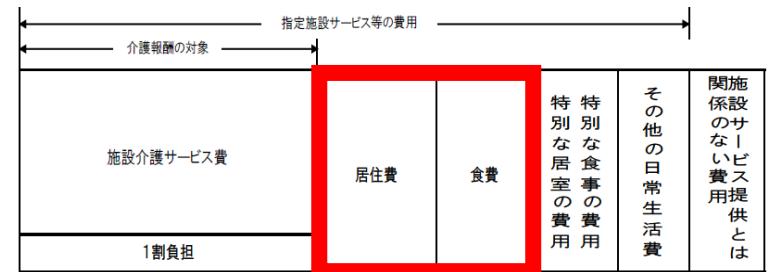
### 居住費・食費

区分	基準費用額 (日額)	費用負担額					各施設の 設定金額
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	
居住費	ユニット型 個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円	各施設の 設定金額
	ユニット型 個室的多床室	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	
	従来型個室	1,231円	380円	480円	880円	880円	
	多床室	915円	0円	430円	430円	430円	
食費		1,445円	300円	390円	650円	1,360円	

### 食事の提供に係る留意事項

次の費用は食事の提供に係る費用に含まれるものであり、別途徴収することはできない。

- ・栄養補助食品
- ・おやつ（個人の嗜好によるものを除く）
- ・とろみ剤



### その他の日常生活費について

#### 【支払いを受けることができる経費の基本的な考え方】

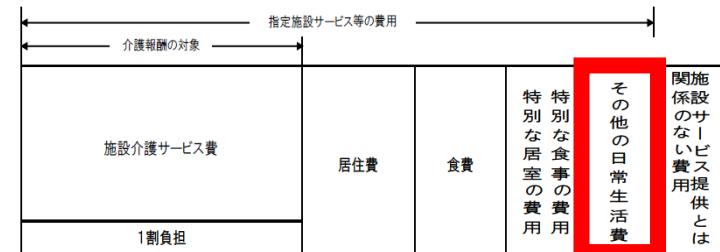
- ・施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る経費であって、その入所者等に負担させることが適當と認められるものである。
- ・入所者等又はその家族の自由な選択に基づき、施設がサービスの提供の一環として提供する日常生活に係る経費。

#### 【施設介護サービス費との重複徴収の不可】

- ・施設介護サービス費に含まれる経費については、その他の日常生活費として入所者等から支払を求めるることはできない。

#### 【その他の日常生活費に係る留意事項】

- ・提供の判断は、入所者等又はその家族の自由な選択に基づいて行われなければならない。
- ・費用は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲でなければならない。
- ・品目及び金額は、施設の運営規程において定めなければならない。
- ・品目及び金額は、重要事項として、入所者等又はその家族に対して、文書により説明を行い、同意を得るとともに、施設の見やすい場所に掲示しなければならない。



**【その他の日常生活費の対象となる便宜】**

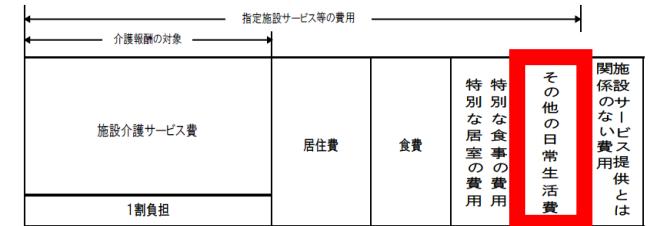
(1) 入所者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合

○留意事項

- ・個人用の日用品について一般的に介護の要不必要にかかわらず入所者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、入所者等の希望を確認した上で提供するものをいう。施設がすべての入所者等に対して一律に提供し、画一的に費用を徴収することは認められること。
- ・日用品パック（セット）について
 

個人用の日用品については、基本的には入所者等の希望により個別の品目ごとに提供するものであるが、入所者等の身体状況や要望に対応した複数種類の日用品パック（セット）を設定し、入所者等又は家族の希望及び選択に基づき、次の点に留意した上で提供を行うことは差し支えないこと。

  - 入所者等又は家族の希望に基づいて提供すること。
  - 日用品パック（セット）の具体的な内容（品目及び数量）及び金額を明示すること。
  - 日用品パック（セット）の種類（内容）は、入所者懇談会や家族会等の機会に要望等を確認し、必要に応じて内容の見直しを行うこと。



(2) 入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合

入所者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費等がこれに当たる。

○留意事項（次のような費用徴収は認められないこと。）

- ・入所者等又は家族への説明、選択（希望）及び同意のない費用徴収
- ・便宜の提供がない入所者等を含めた画一的・一律の費用徴収
- ・すべての入所者等のために一律に提供される教養娯楽活動に係る費用徴収

(3) 予防接種

(4) 預り金の出納管理

○留意事項

- ・責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳を別々に保管しなければならないこと。
- ・出納事務は、複数の者により確認できる体制を常にとっておかなければならぬこと。
- ・保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えなければならないこと。
- ・積算根拠を明確にし、適正な額を定めなければならない。預り金の額に対し一定割合を徴収するような取扱いは認められないこと。

(5) 私物の洗濯

指定介護老人福祉施設（併設する短期入所生活介護を含む。）は、私物の洗濯代を徴収することはできない。入所者等の希望により個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代は、サービスの提供とは関係のない費用として徴収する。

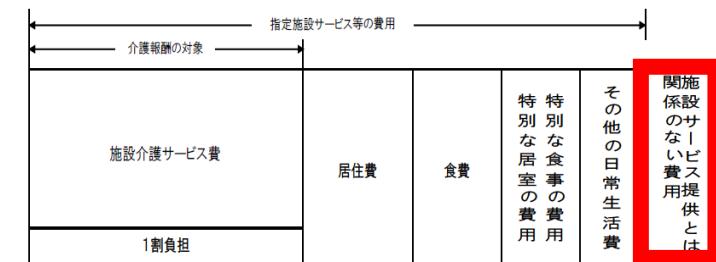


### 施設サービス提供とは関係のない費用

入所者等又は家族の希望により提供される便宜であっても、「その他の日常生活費」で示したもの以外は、サービス提供の一環として提供される便宜とは言えないため、その他の日常生活費ではなく、サービス提供とは関係のない費用として徴収することとなる。個人の趣味嗜好に関する費用及び被服等は基本的には入所者等負担であり、入所者等の希望により便宜的に施設が提供した場合は、実費相当の範囲内でその費用を徴収できる。

#### ○サービス提供とは関係のない費用として徴収可能な費用の例

- ・入所者等が個人用に持ち込んだ電気製品等に係る電気代
- ・入所者等の希望により外部のクリーニング店に取り次いだ場合のクリーニング代
- ・入所者等個人の嗜好に基づくせいたく品の購入代金
- ・入所者等個別の希望による個人用の新聞、雑誌等の購入代金
- ・参加希望者を募って行う非定例的な旅行等に係る経費（職員の食事代、人件費を除く。）
- ・施設のクラブ活動以外の、個人の趣味的活動に対し提供する便宜に係る費用



## 03 特別養護老人ホーム運営等に関する問合せ

---

特別養護老人ホーム運営等に関する問合せ

## 03 特別養護老人ホーム運営等に関する問合せ

特別養護老人ホームの運営に関するお問合せは、以下の問合せフォームからお願ひいたします。

<https://80ca9d38.form.kintoneapp.com/public/6dea9116994d5b3231f3e527f48e8c92538ce0077be778c3f74d5d05f224f025>

### 【注意事項】

- ※原則として、お電話でのお問合せはお断りしています。
- ※頂戴したお問合せについては、メールにて回答いたします。  
早急の回答に努めますが、質問内容によっては、お時間を頂く場合がございますので、御了承ください。
- ※頂戴したお問合せは、順番に回答しています。施設のスケジュール等を考慮した上で、余裕を持ったお問合せをお願いいたします。

## 04 よくある介護報酬に関する問合せ

---

よくある介護報酬に関する問合せ

**Q. 協力医療機関連携加算を加算するにあたって届出に項目がないがどのようにすればよいか。**

**A. 届出不要の加算項目になるため、基準を満たし次第、国保連へ申請ください。**

なお、令和6年度介護報酬改定にともない協力医療機関を締結することは義務 <経過措置3年間（令和9年3月31日まで）>となり、その締結状況にかかわらず指定権者に毎年度少なくとも1回は報告（協力医療機関に関する届出書）することとなっているため、忘れないようにしてください。

### 協力医療機関の基準

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）<経過措置3年間（令和9年3月31日まで）>

① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

## 05 電子申請による届出の受付について

---

電子申請による届出の受付について

## 05 電子申請による届出の受付について

---

- ・変更届は本年11月から電子申請・届出システムによる提出も受け付けています。令和7年度中に限り、従来通り郵送による紙媒体の届出も受け付けますが、**令和8年度からは全ての施設・事業所で電子申請・届出システムをご利用いただきますのでご注意ください。**
- ・電子申請・届出システムログイン  
システム利用時にはGビズIDが必要です。GビズIDのアカウント作成方法については、デジタル庁のホームページ又は「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き（事業者向け）」を確認ください。（P11～34「GビズIDの取得」）
- ・デジタル庁ホームページ GビズID
- ・指定申請の手引き
- ・「電子申請・届出システム」操作ガイド・マニュアル

令和 6 年度事故報告

## 06 令和6年度事故報告【施設の事故報告について】

### 事故報告の目的

老人福祉法や介護保険法では、事故が起きた場合、事業者は区市町村等行政に報告することとされています。

また、都では、平成26年6月20日付26福保高施第421号「施設における事故等の報告について」により、重大な事故については、施設から都、施設が所在する区市町村及び保険者等の区市町村に対し、報告するよう通知しています。

### 事故報告の効果

○複数の関係機関が、それぞれの視点から当該事故への適切な対応策を検討し、対応策を講じることで、被害の拡大やトラブル増大を防ぐことができる。

○事故を把握し、原因等の解明に努め、必要に応じて行政が他施設への注意喚起やアドバイスを行うことで、同様の事故の未然防止に役立てることができる。

### 報告が必要な事故（区市町村に報告する事故）

報告をする事故については、区市町村がそれぞれ定めており、その定めに従って報告することになります。

なお、都においては令和7年6月30日付7福祉高介第717号「介護保険事業等における事故に関する情報提供について（依頼）」により、報告の対象となる「重大な事故」の判断にあたり留意いただきたい事項について、次のとおり区市町村に示しています。

# 06 令和6年度事故報告【施設の事故報告について】

別紙1

## 「重大な事故」の判断にあたり留意いただきたい事項

### 共通事項

- 区市町村指定の施設・事業所（地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、総合事業）にかかる事故も、重大な事故は都への報告対象です。
- 保険医療機関の指定を受けた病院、診療所、薬局（みなし指定の事業所）についても、介護保険でのサービス提供にかかる重大な事故は報告対象です。

### (1) 入所者や利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合

- サービス提供中の死亡事故は、看取り期にある場合や、病気が主原因であることが明らかである場合を除いて、すべて報告対象です。
  - ・容態急変により搬送後に死亡した場合も、看取り期にある場合や、持病の悪化の場合を除いて、報告対象です。
  - ・転倒や送迎中の事故等により怪我が生じ、後日死亡した場合は、施設・事業所から死亡の報告を受けた段階で、速やかに都に報告してください。
- 災水、窒息、異物誤食・誤飲等の事故のうち死亡に至る危険性の高い事故や、後遺症の発生が危惧されるような大怪我が生じた場合も報告対象です。
- 送迎中や通院中の事故も報告対象です。
- 貸与・販売された福祉用具を自宅等で使用中に生じた事故も報告対象です。
- サービス提供中に利用者が所在不明となり、警察に届け出た場合も報告対象です。

### (2) 食中毒や感染症、その他、入所者等に感染が拡大しているもの

- 入所者等10名以上若しくは半数以上（疑い含む。）に発生した場合。
- 死亡者若しくは重篤患者が1週間に2名以上発生した場合。

### (3) その他施設・事業所運営に係る重大な事故等が発生した場合

- 主に以下のような事故が想定されますが、判断に迷う場合はご一報ください。
  - ・施設・事業所での火災又は自然災害の発生により、サービス提供等に重大な支障が生じる場合。
  - ・事業所内で暴力行為が発生したとき。（職員、入所者又は利用者を問わない。）
  - ・職員が入所者、利用者又は家族の金品を着服するなど、財産上の損害を与えたとき。
  - ・法令違反行為、著しい非行行為が発生したとき。
  - ・その他、警察の捜査が行われる場合（警察に相談又は通報が行われる場合を含む。）。

## 06 令和6年度事故報告【施設の事故報告について】

### 報告が必要な事故（東京都に報告する重大な事故）

重大な事故とは、以下のような事故を指します。

- (1) 入所者および利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合
- (2) 食中毒や感染症、その他、入所者に感染が拡大しているもの
- (3) その他、施設・事業所運営にかかる重大な事故等が発生した場合

施設において重大な事故が起こったとき、まずは都に電話で一報いただき、その後、フォームに入力していただくようお願いいたします。

なお、事故報告書の様式は、区市町村に提出する様式等で構いませんが、事故の状況や経緯が分かるようにしてください。

### 参考 高齢者施設等において新型コロナウィルス感染症が発生した場合の東京都への連絡等について

- ・当該報告につきましては、令和6年3月末をもって終了させていただきました。
- ・今後は、原則として
  - ①入所者等10名以上若しくは半数以上（疑い含む。）に発生した場合。
  - ②死亡者若しくは重篤患者が1週間に2名以上発生した場合。

## 06 令和6年度事故報告【施設の事故報告について】

### 注意事項について

- ・近年様々なSNSが普及し、誰でも簡単に情報発信をすることができる。
- ・施設に関する公表していない情報や、業務上知り得たことを個人的に発信することは不適切。特に、利用者の個人情報（顔写真含む）の取扱いには注意が必要
- ・ひとたびインターネット上に拡散された情報は、消去が困難
- ・施設や法人に対する信頼を大きく損なうことになる  
→若年層や外国にルーツのある職員にも施設内の勤務上のルールを正しく理解していただけるよう、研修等の機会を捉えて周知徹底をお願いします。

## 06 令和6年度事故報告【施設の事故報告について】

### 都への事故等の報告先

特別養護老人ホームの事故報告については、以下のフォームから入力していただくようお願いいたします。

[https://logoform.jp/form/tmgform/kourei\\_shisetsu\\_jikohoukoku](https://logoform.jp/form/tmgform/kourei_shisetsu_jikohoukoku)

# 06 令和 6 年度事故報告【特別養護老人ホームにおける事故】

図表1 けが等の原因

区分	転倒	転落	誤嚥・誤飲	誤与薬	異食	施設設備	その他	計
4月	75	10	3	23	2	2	45	160
5月	68	25	5	26	4	1	56	185
6月	73	15	3	15	1	2	62	171
7月	100	35	5	21	2	1	50	214
8月	75	15	5	21	0	1	41	158
9月	86	15	1	12	3	1	35	153
10月	64	13	3	49	3	3	52	187
11月	74	18	4	16	3	1	43	159
12月	65	21	3	18	2	1	32	142
1月	73	15	5	34	0	2	52	181
2月	60	12	4	21	3	1	24	125
3月	65	20	4	35	1	2	36	163
年度計	878	214	45	291	24	18	528	1,998
割合	43.9%	10.7%	2.3%	14.6%	1.2%	0.9%	26.4%	100.0%

図表2 けが等の状況

区分	骨折	出血	火傷	打撲	嘔吐	体調悪化	その他	計
4月	83	14	0	12	0	8	36	153
5月	82	12	0	20	1	7	59	181
6月	93	8	2	15	1	7	45	171
7月	111	13	0	28	3	9	55	219
8月	61	13	0	24	0	15	52	165
9月	82	16	0	20	0	5	34	157
10月	70	17	0	17	0	7	45	156
11月	83	17	0	14	1	8	34	157
12月	61	14	0	22	1	6	41	145
1月	73	15	1	14	0	4	51	158
2月	62	15	0	17	0	7	30	131
3月	65	21	0	17	0	5	54	162
年度計	926	175	3	220	7	88	536	1,955
割合	47.4%	9.0%	0.2%	11.3%	0.4%	4.5%	27.4%	100.0%

# 06 令和 6 年度事故報告【特別養護老人ホームにおける事故】

図表3 事故後の対応

区分	施設内処置	救急搬送	通院	入院	死亡	その他	計
4月	35	15	69	31	5	8	163
5月	51	9	66	48	2	11	187
6月	30	11	72	49	3	9	174
7月	42	11	89	59	9	7	217
8月	30	8	69	40	3	8	158
9月	26	7	76	45	0	1	155
10月	67	9	64	31	4	14	189
11月	27	12	74	37	1	12	163
12月	25	14	60	32	5	10	146
1月	51	4	76	29	2	26	188
2月	31	4	65	23	6	9	138
3月	60	9	68	32	0	10	179
年度計	475	113	848	456	40	125	2,057
割合	23.1%	5.5%	41.2%	22.2%	1.9%	6.1%	100.0%

図表4 感染症の発生状況

区分	インフルエンザ	ノロウイルス	結核	レジオネラ	疥癬	食中毒	新型コロナ	その他	計
4月	0	0	0	0	0	0	33	0	33
5月	0	0	1	0	0	0	22	0	23
6月	0	0	0	0	0	0	31	0	31
7月	0	0	0	0	0	0	54	1	55
8月	0	0	0	0	0	0	41	0	41
9月	0	0	0	0	2	0	29	2	33
10月	0	0	0	0	0	0	23	0	23
11月	0	0	0	0	0	0	14	0	14
12月	2	0	0	0	0	0	30	1	33
1月	0	0	0	0	0	0	23	1	24
2月	0	0	0	0	0	0	24	0	24
3月	0	0	0	0	0	0	17	5	22
年度計	2	0	1	0	2	0	341	10	356
割合	0.6%	0.0%	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%	95.8%	2.8%	100.0%

# 06 令和 6 年度事故報告【特別養護老人ホームにおける事故】

図表 5 年度別事故内訳

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
死亡事故	43	88	91	37	40
けが等	2,379	4,551	3,594	1,989	1,955
誤与薬	280	625	425	277	291
感染症等	151	3,140	9,202	246	356
計	2,853	8,404	13,312	2,549	2,642

図表 6 年度別感染症内訳

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
インフルエンザ	1	2	8	17	2
ノロウイルス	2	9	8	8	0
結核	5	7	8	0	1
レジオネラ	0	1	2	1	0
疥癬	40	51	33	25	2
食中毒	0	0	2	1	0
新型コロナ	105	3,068	9,139	190	341
その他	1	2	2	4	10
計	154	3,140	9,202	246	356

# 06 令和 6 年度事故報告【特別養護老人ホームにおける事故】

図表 7 事故の発生場所

居室ベッド上	居室ベッド以外	食堂	浴室	トイレ	機能訓練室	廊下・階段	その他	計
348	607	585	74	137	0	158	116	2,025
17.2%	30.0%	28.9%	3.7%	6.8%	0.0%	7.8%	5.7%	100.0%

図表 8 事故の発生時間

6～10時	10～14時	14～18時	18～22時	22～6時	不明	計
454	445	408	318	0	34	1,659
27.4%	26.8%	24.6%	19.2%	0.0%	2.0%	100.0%

図表 9 事故発生の状況

介護・介助中	見守り中	職員不在時	単独事故	不明	計
736	238	324	704	26	2,028
36.3%	11.7%	16.0%	34.7%	1.3%	100.0%

御清聴ありがとうございました